

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：32204

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03179

研究課題名(和文) 刑事司法に対する社会の信頼促進を目指す研究 刑事事件再審査委員会の意義と可能性

研究課題名(英文) How to Enhance the Public Trust in the Criminal Justice- The Significance and Possibility of the Third Organization in Reviewing Criminal Cases

研究代表者

平山 真理 (Hirayama, Mari)

白鷗大学・法学部・教授

研究者番号：20406234

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、再審開始決定やえん罪原因究明の過程への第三者機関の関与や、訴追機関が誤判防止のための自己点検を行う制度について、諸外国の取組を調査し、その意義と課題を考察することで、わが国における同様の取組の可能性について考察を行った。また、誤判を防止するためにはどのような取組が必要かについても研究を行い、これらの取組を充実させることによって、社会の刑事司法への信頼を高めることにつながり得るかを考察した。

研究成果の概要(英文)：In this research, I have researched the significance of the third and independent organizations to prevent wrongful conviction cases and to grant starting retrials for these cases in other countries. Through considering the significance and difficulties of these scheme, I have discussed a possibility to introduce these system into the Criminal Justice System in Japan. I also have researched various method and system to prevent wrongful convictions in Japan and other countries. In doing so, I have discussed how these system to prevent wrongful conviction can enhance the public's trust toward the Criminal Justice.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事事件再審査委員会 再審制度 取調べの可視化 刑事手続への市民参加 裁判員制度 刑事手続と被害者

1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまで、科学研究費助成事業による研究「性犯罪者の再犯防止対策の現状と課題 包摂型対策と排除型対策の比較と検討を通して」(若手研究 B:2008 - 2011、研究代表者:平山 真理)「性犯罪と裁判員裁判の研究 裁判における課題と量刑・処遇・対策へのインパクト」(若手研究 B:2011 - 2014、研究代表者:平山 真理)を行ってきた。これらの研究においては、効果的な性犯罪対策の考察や、裁判員裁判において性犯罪事件を審理する際の課題について検討を行ってきた。これらの研究を行う過程で、刑事司法のあらゆる段階において何らかの市民参加の機会を設けることは、犯罪の加害や被害について社会が関心を持つことにつながることを認識した。また社会の刑事司法に対する信頼を高めるためにはどのような制度が効果的かを考察することにもなった。

ところで、確定した刑事裁判のやり直しである再審については、とくにわが国においてはなかなか開始決定が出されないという問題が指摘されている。誤判やえん罪は社会の刑事司法に対する信頼を損なう大きな問題であることには間違いがない。それらの問題を考察する中で、諸外国においては誤判の原因究明において捜査・訴追機関が自らチェックを行ったり、これらの過程やまた再審開始決定にまで第三者機関が関与したりする制度があることを知った。これらの制度の意義や課題を考察することで、同様の取組がわが国においても実現することが可能かを議論したいと考えたことが、本課題研究開始の背景である。

2. 研究の目的

本課題研究では、刑事裁判における誤判の原因究明や誤判救済、また再審開始決定手続において第三者機関や民間団体を参加させることの意義と重要性について考察することを目的とする。わが国においても、2016年4月に、いわゆるイノセンス・プロジェクトが設立されたことは重要な動向である。しかしそれ以外には、えん罪原因究明や再審開始決定過程における第三者機関の関与を可能とする制度はまだない。このような制度を実現させ、活用することができれば、誤判のリスクを小さくし、誤判が起きた際の早期救済を可能とすることが期待される。そのことは結果的に、刑事司法への市民の信頼を高めることになると考えられることから、これらの制度の可能性を検討することにこの研究の意義がある。

2. 研究の方法

(1) 海外の制度、取組の調査

本課題研究ではまず、諸外国において、誤判原因究明や誤判救済、また再審開始手続における第三者機関や民間団体の関与につい

て焦点をあて、そのような取組について調査を行った。

具体的にはまず、カナダのオンタリオ州において海外調査を行い、カナダの法務省が誤判防止の取り組みとして、裁判所と検察の連携で設置している対策委員会の「The Path to Justice Program」について、担当の法務省職員から説明を受け、検察官教育を担当する検事からの聞き取り調査を行った。さらに、カナダにおいて再審請求人からの請求を審査する、法務省所属の有罪判決再審査委員会 (Criminal Conviction Review Group, CCRG) に対しても聞き取り調査を行った。

また、誤判救済を行う民間組織であるイノセンス・プロジェクトについては、カナダにおける複数の団体を調査した。これらには、University of Ottawa 大学所属のもの (犯罪学を教える教授の指導により組織され、その活動には学生が参加する) York University の Osgoode Hall Law School の法クリニック講義としての取組 (ロースクールの学生が実際のケースを教授指導のもと担当する) また独立の NPO である Innocence Canada (トロントに本部がある) をそれぞれ訪問し、それぞれの取組の特徴を比較した。

さらに、Ministry of Community Safety & Correctional Service の Centre of Forensic Science を訪問し、犯罪捜査において活用される法科学が、誤判防止のためにどのような役割を果たすべきかについて説明を受けた。

ところで、誤判防止のためには、刑事司法に携わる側、とくに捜査・訴追機関がその意識を強く持つことが重要である。そのような観点から、カリフォルニア州サンタ・クララ郡の地区検事事務所を訪問し、地区検事長や担当検事補から、Conviction Integrity Unit について説明を受け、えん罪防止の観点から訴追のあり方を検察官自身がチェックする重要な取り組みについて学んだ。

また、Santa Clara University School of Law に本部を置く、Northern California Innocence Project を訪問し、再審請求支援やえん罪防止の取組について説明を受けた。同プロジェクトでは、犯罪被害者とえん罪被害者の間の対話 (同じ事件についての犯罪被害者とえん罪被害者ではない) を支援するという、他の同様の組織では行われていない重要な取組実践があることが分かった。

さらに、再審開始請求における第三者機関の関与の可能性については、スコットランド司法省の刑事事件再審査委員会 (Scottish Criminal Cases Review Commission, SCCRC) を訪問した。誤判の可能性がある場合の刑事事件再審査と再審請求において、政府から独立した第三者機関が関与するこの制度について、SCCRC の Executive Director や Director of Corporate Service 等から詳しく説明を受けた。司法省に所属しながら、いかに独立性を担保し得るかに焦点を当てて考察を行った。

ところで、誤判防止のためには、被疑者取調べの在り方についても考察することは重要である。こうした問題関心から、台湾の高雄地方検察庁を訪問し、台湾における検察官取調べの可視化の取組や、また台湾の刑事裁判制度についても調査を行った。

(2) わが国の制度、取組の調査

わが国における再審制度をめぐる問題に焦点を当てて研究を行った。再審請求事件における弁護士らにより主催された講演会、シンポジウム、研究会に参加し、本課題研究を行ううえで重要な資料や情報の入手に努めた。

また、2016年4月にわが国でも初めてのイノセンス・プロジェクトが設立されたことから、その設立シンポジウムに参加し、誤判救済において同プロジェクトが果たし得る役割について考察を行う機会とした。

また、再審請求を行う弁護士へのインタビューを行い、弁護人の観点から見た、わが国の再審制度の問題点について考察を深めた。さらに、犯罪被害者問題について、

ところで、本課題研究を行う過程で、2016年2月より、宇都宮地裁において、いわゆる今市事件の裁判員裁判が開始し、この裁判ではとくに、被疑者取調べの録音録画映像が公判で再生されることが判断者(裁判員、裁判官)にどのような影響を与えたか、また取調べ映像の実質証拠利用をめぐる議論についても考察した。この今市事件については、2017年10月より、東京高裁において控訴審が開始したことから、一審、二審と続けて傍聴を続けた。これらの傍聴を通じた研究によって、取調べの可視化や弁護士立会権についての考察などの研究が大きく進展した。

また、刑事司法への市民参加という観点から、わが国における検察審査会と強制起訴制度についても考察の対象とした。この制度は誤判救済とは直接に関係しないが、刑事司法における重大な決定事項(この場合、起訴)審査し、決定する過程における市民参加の是非という観点から考察対象としたものである。具体的には、これまでに強制起訴された9件についてレビューするとともに、検察審査会の存在が検察官の起訴決定にいかに関与し得るかについても考察を行った。

3. 研究成果

本課題研究では、研究成果について学会や講演会において発表することに力をいれ、とくに国際学会の機会を積極的に利用した。学会報告一覧については、この報告書の「5」に記す。この中でも、2015年8月に東京で開催されたThe 4th Conference of East Asian Law and Society Conferenceにおいては、研究代表者自身がChairとしてセッション「Emerging Issues in Criminal Procedure: Lay Participation, Police Interrogation and Victim Inputs from a Comparative

Perspective」を企画し、日本(研究代表者)、アメリカ、ベルギーの刑事法学者を報告者とし、またアメリカの法社会学者を指定討論者として設定し、報告“Lay Participation and Victims Input-How These Two Key Factors Have Changed”として報告を行った。刑事司法制度への市民参加という観点から、多国間に渡る比較研究の場となり、また会場との間で充実した意見交換ができたことは本課題研究を効果的に進めるうえで重要な指針となった。

また、上記今市事件の傍聴による考察を論文としてまとめ、「今市事件裁判員裁判における被疑者取調べ録音録画映像のインパクト-刑事裁判のリアリティ」『現代日本の法過程 宮澤節生先生古稀祝賀』(信山社2017)、「今市事件裁判員裁判は試金石となり得たか:傍聴記をもとにいくつかの刑事手続上の重要な課題を論じる」『法学セミナー』No.739(2016)として執筆した。また、このテーマについての講演として、平山 真理「今市事件裁判員裁判を通じて刑事司法制度の課題を考える-取り調べの可視化、裁判員の負担、被害者問題」(裁判員制度についての学習する市民ヴォランティアグループ、裁判員ACTによる勉強会に於ける講演、2016年9月)、平山 真理「今市事件に見る取調べ録画映像のインパクト」(2016年12月於京都弁護士会館)、平山 真理「今市事件の概要とビデオ録画の課題-裁判傍聴を踏まえて」(招待講演、シンポジウム 取調べのビデオ録画-その撮り方と証拠化、2017年12月)を行った。さらに、このテーマについての学会報告として、2016年6月にニューオリンズにおいて開催されたLaw and Society Association大会において、Roundtable「East Asian Court Reform on Trial」に参加し、学会報告“More Presumed Guilty and Non-Transparency? Reviewing Imaichi Case (4/08/2016, Utsunomiya District Court) as a Touchstone Case”を行った。この報告をもとに書いた論文は、後掲の雑誌論文「2」として、海外のロー・ジャーナルに掲載された。また、同年9月にシンガポール国立大学において開催されたThe Inaugural Asian Law & Society Association Conferenceにおいて、“Imaichi Case Lay Judge Trial in Japan as a Touchstone of Criminal Trials in the Future”として報告を行った。

また、日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループから依頼を受け、2017年3月に行った上記カナダ調査で得られた知見について、平山真理「カナダにおける誤判防止、救済の取組 有罪判決再審査委員会(CCRG)を中心に」として報告を行った(2017年11月実施)。そこでは、カナダにおける再審請求におけるCCRGの役割と、その手続を検討し、CCRGが法務省からいかに独立性を担保しているかについて検討を行った。

さらに、研究成果の社会還元という観点か

ら、一般公開の講演会を複数回開催した。これらは、四宮啓教授「刑事司法への市民の信頼はどう獲得されるべきか」(2015年6月於白鷗大学、講演録は『白鷗法学』22巻2号151-201頁に掲載)、鴨志田祐美弁護士(鹿児島弁護士会)「大崎事件から見える刑事司法の問題点」(2016年7月於白鷗大学、講演録は『白鷗法学』23巻2号185-230頁に掲載)、David Johnson教授(ハワイ大学)「アメリカ人研究者の目から見た日本の刑事司法制度の課題」(2017年6月実施於白鷗大学)、Peter Rush教授(メルボルン大学ロースクール)「The Place of Law in Confessions: Interrogations, Visual Recording and Murder Trials in Japan and Australia (白自)をめぐる法的課題:殺人事件における取調べ、録音録画~日本とオーストラリア比較研究」(2017年10月於白鷗大学)、市川寛弁護士「取調べの可視化について~実体験を踏まえて」(2018年1月於白鷗大学)である。また、2018年2月にはPark Yong Chul教授(韓国西江大学校ロースクール)を招き、誤判防止の観点から取調べの可視化が果たす役割についてシンポジウム「シンポジウム「取調べ録音録画映像とその証拠としての位置付け 誤判防止のために韓国の刑事訴訟法から何を学ぶか」を開催した(於白鷗大学)。本シンポジウムでは、Park教授による報告「Admissibility of Recorded Interrogation in South Korea (韓国における取調べ録音録画映像の証拠としての位置付け)」と研究代表者による報告「取調べの録音録画映像の証拠としての位置付けをめぐる議論(日本)~今市事件裁判を契機として」を行い、その後報告者間と会場を交えたディスカッションを行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

1. Mari Hirayama, "A Future Prospect of the Criminal Justice Policy for Sex Crime in Japan: the Role of the Lay Judge There", in Jianhong Liu & Setsuo Miyazawa (eds), *Crime and Justice in Contemporary Japan*, Springer 2018, pp.303-317.
2. Setsuo Miyazawa and Mari Hirayama, "Introduction of Videotaping of Interrogations and Lessons of the Imaichi Case: A Case of Conventional Criminal Justice Policy Making in Japan, *Washington International Law Journal*, Vol. 27 (2017), pp.149-177. DOI: 10.13140/RG.2.2.14908.13442
3. 平山 真理「平成29年版犯罪白書を読んで: 特集部分に関して」『法律のひろば』71巻1号(2017), pp.14-22.

4. 平山 真理「今市事件裁判員裁判における被疑者取調べ録音録画映像のインパクト-刑事裁判のリアリティ-」『現代日本の法過程 宮澤節生先生古稀祝賀』(信山社2017), pp.181-205.
5. 平山 真理「修復的司法 何が実現され、何が実現されなかったか」『犯罪被害者と刑事司法 シリーズ刑事司法を考える第4巻』(岩波書店2017), pp.172-191.
6. 平山 真理「今市事件裁判員裁判は試金石となり得たか: 傍聴記をもとにいくつかの刑事手続上の重要な課題を論じる」『法学セミナー』No.739(2016), pp.1-5.
7. 平山 真理「科研費公開講演会講演録 鴨志田祐美弁護士『大崎事件から見える刑事司法の問題点』」『白鷗法学』第23巻第2号(2016), pp.185-230.
8. 平山 真理「アメリカの刑事司法制度の重要な課題『罪と罰』第52巻第3号(2015), pp.92-104.
9. 平山 真理「科研費公開講演会講演録 四宮啓氏講演『刑事司法への市民の信頼はどう獲得されるべきか』」『白鷗法学』第22巻第2号(2015), pp.151-201.

[学会発表](計10件)

1. Mari Hirayama, "Sex Crimes in the Saiban-in System and the Inquest of Prosecution", Public Lectures, Institute of Asian Studies, Temple University Japan(招待講演), March 29, 2018.
2. 平山 真理「今市事件の概要とビデオ録画の課題~裁判傍聴を踏まえて」(招待講演)シンポジウム 取調べのビデオ録画~その撮り方と証拠化、2017年12月
3. Mari Hirayama, "Prosecution Review Commission: Lay Participation in Japan?", Asian Society of Law and Society Association, Taiwan, December 2017.
4. Mari Hirayama, "Sex Crime Lay Judge Trials in Japan", Annual Meeting of Law and Society Association, Mexico City, Mexico, June 2017.
5. David Johnson and Mari Hirayama, "Prosecution Review Commissions: Will Lay Participation Change Prosecution in Japan?(,招待講演) MLS-Asia Research Collaboration - Death Penalty, Prosecution and Detention in Japan, April 23, 2017.
6. Mari Hirayama, "Imaichi Case Lay Judge Trial in Japan as a Touchstone of Criminal Trials in the Future", The Inaugural Asian Law & Society Association Conference, National University of Singapore, Singapore, September 23, 2016.
7. Mari Hirayama, "Will They Prevent Sex

Crime Against Children in the Community? : Examining Ordinances for Safety of Children in Nara, Osaka and Tochigi ” , 8th Annual Conference of Asian Criminological Society, Beijing, China, June 18, 2016.

8. Mari Hirayama, “ More Presumed Guilty and Non-Transparency? Reviewing Imaichi Case (4/08/2016, Utsunomiya District Court) as a Touchstone Case ” , Annual Meeting of Law and Society Association, New Orleans, LA USA, June 2, 2016.
9. Mari Hirayama, “ Lay Participation and Victims Input-How These Two Key Factors Have Changed ” , The 4th East Asian Law & Society Conference, Waseda University, Tokyo Japan, August 6, 2015.
10. Mari Hirayama, “ Have Sentencing Patterns Changed Since the Lay Judge System Started? :With a Special Focus on Sex Crime Cases ” , Annual Meeting of Law and Society Association, the Westin Seattle, Seattle, WA, USA, May 29, 2015.

〔図書〕(計 1 件)

1. 宮澤節生・武蔵勝宏・上石圭一・菅野昌史・大塚浩・平山真理 『ブリッジブック 法システム入門 法社会的アプローチ [第4版]』、「UNIT13 犯罪・非行の処理過程」(244 - 269 頁)、「UNIT14 刑事手続はどのように変わりつつあるか」(270 - 291 頁)、「UNIT17 法はジェンダー問題にどのように出会うか」(337 - 356 頁) 総頁数 367

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平山 真理 (HIRAYAMA, Mari)

白鷗大学・法学部・教授

研究者番号：20406234

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()